

相続対策に生命保険の非課税枠を活用しよう！

死亡保険金には、相続税の基礎控除とは別に非課税枠があります。非課税限度額までは、相続税がかかりません。

500万円 × 法定相続人の数 = 死亡保険金の非課税限度額

(1) 受取人が誰なのか確認しておきましょう。



相続人でない人が保険金を受け取った場合、

相続税の非課税枠が適用されません。

相続税がかかる場合は、2割加算して税金を支払う必要があります。

生前贈与などで、お孫さんを受取人に行っているケースがありますが、相続においては相続税負担を増やしてしまい、逆効果となります。

(2) 契約内容を確認しましょう。

図1の相続税パターン 以外の **加入** では、相続開始時に非課税枠の利用ができません。

なお、養老保険や定期保険では生前に満期や保険期間の終了により契約が消滅してしまう可能性があるため、非課税枠を確実にするためには、保障が一生継続する **終身保険の加入** の検討をおすすめします。

【図1】

例	契約者(保険料負担者)	被保険者	保険金受取人	対象税目
	被相続人 (例:父)	被相続人 (例:父)	相続人 (例:妻または子)	相続税
注意	子	父	子	所得税
注意	母	父	子	贈与税

(3) 相続税の納税資金対策なら受取人は配偶者以外の法定相続人へ

相続税の計算時、配偶者は法定相続分または1億6,000万円までは相続で財産を取得しても相続税がかかりません。一方で配偶者以外の相続人は税額軽減の適用がありませんので、受取人は配偶者以外がおすすめです。 生命保険は、受取人が指定されているので、現金化もスムーズに行えます。

~ 今月の短信トピックス ~



・戸籍の附票と住民票の違い



・不審なショートメッセージやメールにご注意を



TKC全国会

アシシステム税理士法人



皆様の周りに経理指導をして欲しい方はおられますか？
担当者までお問合せください。



魚津本社 ☎ 0765(22)5737 FAX: 0765(24)6500

富山事務所 ☎ 076(461)7401 FAX: 076(461)7402